



若者を狙う

悪質商法にご用心

20歳前後の若者や、社会経験の少ない学生は、悪質商法やトラブルに遭いやすい!

マルチ(まがい)商法

商品を買って会員になり、友人などに売ったり、友人を紹介すればお金がもらえ、会員を増やすことで儲かると勧められるもの

「絶対に儲かる」ことはありません。きっぱり断りましょう。

(友人を勧誘することで、自分が“加害者”になることもあります)



ネット上のトラブル

SNSやネットショッピングでのトラブル、個人情報の流出など

仮想空間では情報を受け取る時も発信する時も十分注意しましょう。

(なにげない一言がネット上に残って、将来に影響することもあります)

キャッチセールス

街角などで声をかけ、喫茶店や事務所などに連れて行き、契約するまで長時間勧誘する販売方法



「今なら無料で」「アンケートに答えて」と
言われても、立ち止まらない、ついて行かない。

(いたん話を聞いてしまうと断りにくくなります)

架空請求

パソコンやスマートフォンで動画サイトなどにアクセスしたところ入会になり高額請求されるワンクリック請求や、身に覚えのない総合情報サイト利用料金の請求メールなど

執拗な請求があっても絶対支払わず、事業者からの連絡も無視しましょう。

(相互の合意がなければ契約は成立しません。事業者へ連絡を取ることも絶対やめましょう)

困ったときには、区市町村の消費生活センターへ

東京都消費生活総合センター

○相談専用電話 03-3235-1155



東京都多摩消費生活センター

平成25年度作成